

令和6年度 農林水産業経営基盤強化推進事業

～ 事前要望調査を開始します ～

要望調査期間： 令和6年1月19日～令和6年2月6日

令和6年度農林水産業経営基盤強化推進事業は、農林水産業において経営基盤強化のために導入する機械や資材の導入を支援する対策です。

※この事前要望調査は、令和6年度当初予算の編成に向けて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、事業内容等が変更になる場合があります。



令和6年1月

東北町 農林水産課 問い合わせ先 ☎ 0176-56-4384

事業要件等

1 補助対象者

補助対象者は、原則、次の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 東北町に住所を有していること
- ② 農業者については、販売農家、水産業者については、原則漁業協同組合の正組合員である者。

2 対象事業内容等

補助対象となる事業内容は、補助対象者が省力化又は作業能率向上のために農林水産業用機械又は資材を導入する取り組みです。

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 機械導入の場合、原則新品であること。（ただし、中古の機械等の場合でも耐用年数が2年以上残存していることがわかる場合は可とする。
- ・ 機械導入の場合、単純更新ではないこと。
- ・ 機械導入の場合、購入価格が30万円以上であること。
- ・ 資材導入の場合、購入価格が10万円以上であること。

3 配分上限額等

本事業の補助率等は**現在調整中**です。
詳細が決定したら改めて広報します。

参考：令和5年度事業

- ① 機械導入　　：補助率　1 / 3以内　上限額　50万円
- ② 資材導入　　：補助率　1 / 3以内　上限額　30万円

※機械導入と資材導入を同時に行う場合は上限は合わせて50万円。

4 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ① 事前要望調査票
- ② 直近の確定申告書又は決算書
- ③ 導入希望機械等の見積もり
- ④ 導入希望機械等のカタログ